

建設業

1. 人手不足の見込み数の考え方

- 2017年度には技能労働者数は約331万人(実績)で概ね労働需給は均衡していたが、高齢の熟練労働者の引退が始まりつつあり、現在の就労者の年齢構成等を踏まえると、2018年度は約329万人、5年目は約326万人となると見込まれる。他方、建設業における働き方改革の進展を踏まえて必要となる労働力は、2018年度は約331万人、5年目は約347万人と見込まれることを踏まえ、人手不足数を推計している。

2. 生産性向上と国内人材の確保の取組等

- 生産性向上については、「i-construction」の推進、施工時期の平準化、建設キャリアアップシステムを活用した現場管理の効率化、建設リカレント教育や多能工の推進等による人材育成の強化等に取り組んでいるところであり、2025年までに建設現場の生産性を20%向上させるという目標(未来投資会議(2016.9))等を踏まえ、年1%程度の労働効率化(5年で16万人程度)につなげていく見通し。
- 国内人材の確保については、適正な賃金水準の確保、社会保険への加入徹底、週休2日対象工事の拡大、長時間労働是正や女性も働きやすい現場環境の改善等の働き方改革に取り組んでいるところであり、5年後において、新規学卒の入職者4万人(2017実績)の確保に加え、政策効果により、1万人～2万人程度の国内人材の更なる上積みにつなげていく見通し。
- こうした生産性向上と国内人材の確保の取組を最大限行ってもなお、人手不足の状況にあると考えている。

3. 初年度及び5年後の受入れ見込み数の考え方

- 技能実習及び特定活動(外国人建設就労者受入事業)修了者について、これまでの移行実績等を踏まえ、一定割合が特定技能1号に移行すると推計(初年度5～6千人、5年後3万人強)。
- 試験については、分野ごとに必要となる外国人材の規模等を踏まえつつ、段階的に試験規模を拡充。
- 以上により、初年度5～6千人、5年後には3～4万人の特定技能外国人を確保できる見通し。

4. 分野の見通し

- 建設業は、現場で施工を担う専門工事が、鉄筋、型枠、左官、内装等の専門職種ごとに分化していることから、こうした実情を反映した分野を設定し、技能検定試験に準じて業界団体が作成する試験により技能を確認する必要がある。
- 建設業における分野としては、現に人手不足であって、かつ、イ)技能実習の対象職種分野、ロ)技能実習対象職種以外であっても海外試験が実施可能なもの、を対象に、現在、関係業界団体の意向を確認しながら、検討中。

職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)

	番号	職 種	人数	順位	
農業関係	1	耕種業	1,038	①	
	2	畜産業	169		
		小計	1,207	②	
漁業関係	3	漁業	2		
	4	養殖業	83		
		小計	85	⑥	
建設関係	5	土木建築業	5		
	6	建築業	17		
	7	冷凍空調業	17		
	8	建築器具業	11		
	9	建築業	90		
	10	型枠業	408	④	
	11	鉄筋業	328	⑤	
	12	土石業	894	②	
	13	石材業	21		
	14	土木建築業	41		
	15	土木建築業	35		
	16	土木建築業	75		
	17	配管業	90		
	18	熱絶縁業	14		
	19	内装仕上業	134		
	20	サッシ業	7		
	21	防水業	97		
	22	コンクリート圧送業	42		
	23	ウエルポイント業	0		
	24	表装業	6		
	25	建設機械業	251	⑨	
	26	建築業	0		
			小計	2,582	①
	食品製造関係	27	缶詰業	10	
		28	食鳥処理加工業	61	
		29	加熱性水産加工食品製造業	149	
30		非加熱性水産加工食品製造業	272	⑧	
31		氷産練り製品製造業	31		
32		牛豚食肉処理加工業	22		
33		ハムソーセージベーコン製造業	28		
34		パスタ業	25		
35		惣菜業	123		
			小計	711	④
繊維・衣服関係	36	紡績業	43		
	37	織布業	43		
	38	染色業	4		
	39	ニット製品製造業	13		
	40	生地製造業	3		
	41	婦人子供服製造業	578	③	
	42	紳士服製造業	30		
	43	下着業	6		
	44	寝具業	8		
	45	カーペット製造業	2		
	46	帆布製品製造業	83		
	47	帆布業	4		
	48	座席シート織製業	11		
		小計	718	③	
機械・金属関係	49	鋳造業	50		
	50	鍛造業	6		
	51	ダイカスト業	7		
	52	機械加工業	107		
	53	金属プレス加工業	116		
	54	鉄工業	70		
	55	工場板金業	28		
	56	めっき業	16		
	57	アルミニウム陽極酸化処理業	3		
	58	仕上げ業	19		
	59	機械検査業	24		
	60	機械保全業	28		
	61	電子機器組立業	114		
	62	電気機器組立業	20		
	63	プリント配線板製造業	1		
		小計	609	⑤	
その他	64	家具製作用業	37		
	65	印刷業	19		
	66	製本業	19		
	67	プラスチック成形業	186		
	68	強化プラスチック成形業	6		
	69	塗装業	209	⑩	
	70	溶接業	290	⑦	
	71	工業包装業	63		
	72	紙器段ボール箱製造業	18		
	73	陶磁器工業製品製造業	0		
74	自動車整備業	4			
75	ビルクリーニング業	5			
76	その他(上記職種の内いずれにも該当しない場合)	313	⑥		
		小計	1,167		
		合計	7,089		

(注)順位の詳細は職種別、太字は分野別の順位。

外国人建設就労者受入事業の仕組み

<概要>

期間：2015年度～2022年度末

※2017年11月の告示改正により2020年度以降の在留を可能とした
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習（第2号または第3号）修了者

(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：特定活動

在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

<賃金水準>

外国人建設就労者の平均賃金

月額218,394円 (最高344,000円) (n=433)

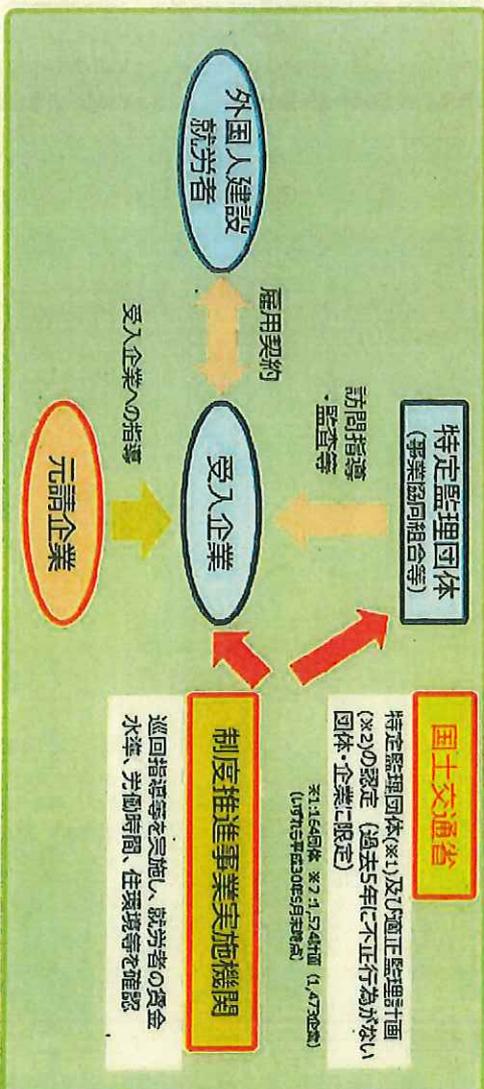
(参考) 建設分野における技能実習生の平均賃金
月額167,914円 (最高288,000円) (n=410)

※最低賃金：月額126,764円～164,776円

(月あたりの労働時間を172時間 (上記n=410の平均値) とした場合)
(平成29年度地域別最低賃金：737円～958円)

[出典]外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査 (平成29年度)

<外国人建設就労者受入事業における監理体制>



- ・受入計画の認定時に就労者の報酬が「同等の技能を有する日本人」と同等額以上であることを確認
- ・就労者への賃金支払や受入実態をきめ細かに把握するため、第三者機関を設立し、特定監理団体及び受入建設企業への巡回指導や就労者への面談を実施できる体制を構築
- ・認定した計画に基づいた受け入れが行われるよう、ガイドラインを策定し、元請企業の役割として、受入建設企業（下請企業）への指導等を位置づけ

<巡回指導における改善指導件数>

○建設企業518社に対する巡回指導において、賃金支払いの状況に関しては、約4割に当たる204社に対し、改善指導が行われている。

※ 賃金支払いの状況に関する指導は、適正監理計画を下回る雇用条件での賃金支払、過大な控除（住居費等）、手当の未払、割増賃金の算定ミス等による一部不払等
※平成29年度実績

年月日	時間	媒体	相談者	在留資格	国籍	受入企業名	相談内容の概要	FITISの対応	備考
73	2018/1/22	12:14	電話	特定			<p>今の会社は待遇も悪く転職したい。受け入れてくれそうな会社もある。転職できるか。</p>	<p>転職できるか否かは監理団体と新しい受入企業との連携による。監理団体と相談し対応しないようなら再度FITISに連絡を</p>	
74	2018/1/28	15:27	電話	不明			<p>3年間の技能実習後帰国せず2年契約を結んだ。ビザ申請は企業と監理団体がしたが、送出し機関に「ドル支払うよう言われた。この金額は適切か?」技能実習で来日前に「ドル支払い家の赤帳は預られたまま。脱退一時金は3年分を請求することか?」</p>	<p>ベトナム側のことなので、監理団体が送出し機関と交渉するといった事例は聞いたことがある。脱退一時金は日本を出国してから請求できる</p>	
75	2018/1/29	12:41	電話	特定			<p>帰国し「に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITISに連絡していいか」</p>	<p>監理団体にもう一度確認し、サポートが必要ならいつでもFITISに連絡を</p>	
76	2018/2/4	11:48	電話	不明			<p>月に技能実習3年を修了するが、ひと月早めて月に帰国することを社長が了解。しかしその後勝手に早く帰るのだから運約金、賠償金、帰りのチケット代等を支払えと言われている</p>	<p>外国人技能実習機構の相談窓口を教示</p>	
77	2018/2/7	18:02	メール	不明			<p>「で契約書結びんだが、ほとんど毎日高速道路の建設とコンクリート打設の仕事で雑務・力仕事をするだけ。これは違法ではないか」</p>	<p>早急に国土交通省と協議し、現在の業務内容に問題があれば、会社に必要な指導を行う</p>	3/20に巡回指導
78	2018/2/26	22:20	電話	不明			<p>家賃を安くしてほしい(監理団体にかげようとした間違い電話の模様)</p>		
79	2018/3/9	20:22	メール	不明			<p>相談したいことがあるが(具体的に相談は来なかった)</p>		

(注意喚起) ベトナムの若者が悪質な労働仲介業者（ブローカー）などにだまされて被害にあっています

平成30年10月31日掲載

ベトナムからの技能実習生・留学生の増加は喜ばしいことですが、悪質な仲介業者にだまされて、多額の借金を抱えて訪日し、借金を返せないまま不法滞在し検挙されるベトナム人の若者も増えています。

技能実習・留学だけでなく、技術者の派遣などでも被害が広がっています。

悪質な業者が、ベトナムの若者を食い物にしています。

「日本に行けるようにしてあげる」と言う甘い誘いにだまされないように、十分注意してください。

「観光などの短期滞在ビザで入国して、日本ですぐに仕事を見つけて長期ビザに切り替える」というのは事実上不可能です。

正規の送出国機関であっても、様々な名目でお金を巻き上げる業者がいます。「今すぐに手数料を支払わなければ日本に行けなくなる」などと慌てさせて多額の手数料を要求する業者がいます。

技能実習生に対する手数料は、ベトナム労働・傷病兵・社会省（MOLISA）の通知により、3年契約の場合には3,600USドル以下と上限額が定められています。在留資格認定証明書が発給される前に技能実習生から費用を徴収することや、保証金を徴収することも禁止されています。

高額な手数料を払わないようにしましょう。

また、手数料などを支払ったときはきちんと領収書をもらいましょう。もし、だまされてお金を支払った場合、領収書がなければお金を取り戻すこともできません。

● 被害例1

労働仲介業者が、「短期滞在ビザで入国して、すぐに長期ビザに切り替えて日本で3年間仕事ができる」と甘い言葉で誘い、高額な手数料

を要求する。当該業者にいわれるがまま、3億ドンを支払い、観光客になりすまして訪日したものの、仕事がなく、借金だけが残った。

● 被害例2

手付金や毎月の教育訓練費を何千ドルも支払い、何ヶ月も待ったにもかかわらず、受入企業が決まらず、訪日できない。会社に要求して

も、十分な返金が行われぬ。

● もし、仲介業者が怪しいと思ったら・・・

トラブルに巻き込まれたら、公安などの公的機関に相談しましょう。また、技能実習の送出国機関はMOLISA海外労働管理局（DOLAB）が管理・監督をしています。

ベトナムの若者がトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、ベトナム人と日本人の有志の法律家が、ハノイに相談窓口を設置しました。電話やメール、SNSで仲介業者とのトラブルなどについて相談に乗るほか、悪質な仲介業者にだまされないように必要な情報発信も行っています。また、悪質な仲介業者に関する情報提供も呼びかけています。

(注意喚起) ベトナムの若者が悪質な労働仲介業者(ブローカー)などにだまされて被害にあっています そ

平成30年11月9日掲載

ベトナムの若者が、悪質な労働仲介業者(ブローカー)にだまされて、日本に行くこともできず、多額の借金を背負ってしまうケースが発生しています。

特に最近、地方の若者が被害にあっているという報告が増えています。送出機関になりすました詐欺被害が報道されていたので紹介します。

※その(1)はこちら

https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Ginjojishusei_waruishitsurodochukaigyosha_Chuikanki.html

(1) 実際にあつた被害(報道より)

地方に住むAさんは、労働仲介業者を通じて、ハノイの送出機関B社を紹介してもらった。AさんはB社のC社長に言われるがままに、合計約1億1千万ドンを振り込んだが、ピザがおりず、ずっと待っていた。

C社長はB社の社長を名乗っていたが、それは嘘であることが分かった。

Aさんは、支払ったお金の全額返済を求めたが、全額返金されることはなく、結局借金だけが残った。

このB社は、労働傷病兵社会問題省(MOLISA)・海外労働管理局が公表している送出機関の一覧に記載のある会社であった。しかし、C社長は、勝手に実在する会社の社長と名乗っているだけであった。

(2) 注意点

(1) なるべく、労働仲介業者(ブローカー)を通さず、直接送出機関に連絡をとりましょう。

(2) その送出機関が、MOLISA・海外労働管理局が公表している送出機関の一覧に記載があるか確認しましょう。一覧に記載があるからと言っても安心はできません。「送出機関のなりすまし」には注意しましょう。

※MOLISA・海外労働管理局ホームページ

<http://www.dolab.gov.vn/New/Default.aspx>

(3) 技能実習生として日本に行く場合の手数料は、MOLISAの通知により、3年契約の場合には3,600USドル以下と上限額が定められています。

在留資格認定証明書が発給される前に技能実習生から費用を徴収することは禁止されています。

保証金を徴収することも禁止されています。

送出機関から費用を請求されたときは、あわてて払わずに良く請求内容を確認しましょう。それは何の費用でしょうか?金額は適切でしょうか?日本での在留資格認定証明書はもう発給されているでしょうか?

(4) 手数料等を支払った場合は、必ず領収証をもらいましょう。

(5) トラブルに巻き込まれたら、公安などの公的機関に相談しましょう。また、技能実習の送出機関はMOLISA海外労働管理局(DOLAB)が管理・監督をしています。

(3) 相談窓口

ベトナムの若者がトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、ベトナム人と日本人の有志の法律家が、ハノイに相談窓口を設置しました。電話やメール、SNSで仲介業者とのトラブルなどについて相談に乗るほか、悪質な仲介業者にだまされないように必要な情報発信も行っています。また、悪質な仲介業者に関する情報提供も呼びかけています。